



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

740	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
741	〃	(〃).....	1
742	指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃).....	2
743	指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課).....	2
744	〃	(〃).....	2
745	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	2
746	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(〃).....	4
747	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
748	道路の供用開始	(〃).....	4
749	道路の区域変更	(〃).....	5
750	道路の供用開始	(〃).....	5
751	道路の区域変更	(〃).....	5
752	道路の供用開始	(〃).....	6
753	〃	(〃).....	6
754	〃	(〃).....	6
755	二級河川の指定の変更	(河川課).....	7
756	河川区域の変更	(〃).....	7
757	道路の位置の指定	(都市政策課).....	7

告 示

和歌山県告示第740号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年9月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011800558	アシュアケアステーション	岩出市吉田382-14	居宅介護 重度訪問介護	アシュア株式会社	岩出市吉田382-14	令和7.8.31

和歌山県告示第741号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年9月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012250753	Get訪問介護	西牟婁郡白浜町941-1	居宅介護 重度訪問介護	株式会社GET	大阪府岸和田市春木若松町1番28号	令和7.9.1

和歌山県告示第742号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年9月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3010300121	ヘルパーステーション花ごよみ	橋本市さつき台一丁目18-6	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 難病等対象者	株式会社メディカルサービスあゆみ	橋本市さつき台一丁目18-6	令和7.9.1

和歌山県告示第743号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年9月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指定年月日
訪問看護ステーションはーとふる和歌山	和歌山市福島700-1	有限会社ハートフルケア	令和7.10.1

和歌山県告示第744号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年9月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指定年月日
うららか内科クリニック	和歌山市堀止西一丁目2-9	浦木進丞	令和7.10.1

和歌山県告示第745号

令和7年和歌山県告示第603号（以下「告示第603号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年9月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 所在が不明である通知の相手方

神前和平
玉置弥左エ門
玉置久助
高垣覺十郎
黒田惣次郎
久保タカ
久保常助
久保健助
奥村織之助
赤石尚市
鈴村嘉助
久保悦之助
梅林林松
立花直次郎
五味田弥吉
古田市三郎
三笹善松
久保田勝太郎
向田安右衛門
久保田仙助
神前勇次郎
久保重三郎
小川弥四郎
久保田清太郎
廣本光之助
玉置政雄
田野岡博秀
神前クスエ
井畑多喜男
久保田徳松
三笹仁吉
久保清次郎
久保田増蔵
広本惣五郎
久保芳若
久保彦次郎
久保定五郎
杉本栄治
神前勇次郎
鈴木友吉

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第603号のとおり

和歌山県告示第746号

令和7年和歌山県告示第610号（以下「告示第610号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年9月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 所在が不明である通知の相手方

上安健輔

村上政市

阪本熊太郎

山本肇

田上清太郎

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第610号のとおり

和歌山県告示第747号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年9月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 168号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
新宮市相賀字平峪1088番1地先 から同市相賀字田地1118番地先 まで	旧	9.70 ∩ 19.50	1,034.81	相賀トンネル L=979.00 田地橋 L=10.20 新田地橋 L=12.20
同上	新	11.08 ∩ 32.84	1,034.81	同上

和歌山県告示第748号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年9月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 一般国道

路線名 168号

供用開始の区間 新宮市相賀字平峪1087番1地先から同市相賀字田地810番1地先まで
 供用開始の期日 令和7年9月19日

和歌山県告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年9月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
新宮市高田字白見3761番地先から同市相賀字平峪1087番2地先まで	旧	4.80 ∟ 35.06	5,878.00	高田口隧道 L=253.00 吊鐘隧道 L=169.00 葵橋 L=18.10 桁の谷橋 L=6.60 高田谷橋 L=10.60 1号橋 L=2.50 田地橋 L=10.20
同上	新	4.80 ∟ 35.06	5,878.00	同上
同上	新	10.43 ∟ 32.84	4,895.72	相賀トンネル L=979.00 新田地橋 L=12.20 (仮称)2号トンネル L=2,658.00 (仮称)2号橋 L=20.80

和歌山県告示第750号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年9月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 新宮市相賀字田地800番1地先から同市相賀字平峪1087番2地先まで

供用開始の期日 令和7年9月19日

和歌山県告示第751号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年9月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町蓑垣内字芝垣内31番地先から同町蓑垣内字芝垣内9番3地先まで	旧	5.93 } 13.83	75.95	
同上	新	5.93 } 23.02	62.73	

和歌山県告示第752号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年9月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 高野口野上線

供用開始の区間 海草郡紀美野町蓑垣内字芝垣内31番地先から同町蓑垣内字芝垣内9番3地先まで

供用開始の期日 令和7年9月19日

和歌山県告示第753号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年9月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 和歌山市口須佐字グミノ木4番1地先から同市伊太祈曾字宮ノ前94番1地先まで

供用開始の期日 令和7年9月19日

和歌山県告示第754号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年9月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市口須佐字グミノ木9番1地先から同市口須佐字グミノ木5番8地先まで

供用開始の期日 令和7年9月19日

和歌山県告示第755号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第1項及び第6項の規定により、次のとおり河川の指定を変更するので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年9月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

水系名	河川名	区 間			
			上流端（終点）	下流端（起点）	延長
長野川	長野川	変更前	左岸：東牟婁郡宇久井村大字宇久井1615番 右岸：東牟婁郡宇久井村大字宇久井1594番	海	1,830m
		変更後	左岸：東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井字口長野1602番1 右岸：東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井字口長野1600番6		1,650m

和歌山県告示第756号

昭和50年和歌山県告示第171号（河川の区域の指定）で指定した長野川水系に係る二級河川長野川について、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の規定による区域を次のように変更する。

令和7年9月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の規定による区域以外の区域

次の図面は省略し、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第757号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年9月19日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3700	紀の川市藤崎字北田347番1の一部、348番の一部	岩出市中島606番地 有限会社森商産業 代表取締役 森田敏夫	令和 7.9.5	6.00	84.60